

「名護市営市場機能強化整備事業ディスプレイ設置業務」に係る
企画応募要項

1. 事業趣旨

名護市営市場は、明治中期に起源があるといわれ、かつては北部地域の台所として多くの人や物が行き交い、地域の食文化を支えてきました。平成23年には新たな商業基盤施設として駐車場や広場等の利便施設を併せて「食文化の発信拠点」となるよう再整備されております。

市営市場への来場者は、年々増加傾向にあるが、市街地全体に目を向けるとにぎわいの回復に向けた取り組みを継続する必要がある。本業務は名護市営市場にディスプレイを設置し、情報発信することで、さらなる名護中心市街地の賑わいの創出に寄与するものである。

2. 事業名称

「名護市営市場機能強化事業ディスプレイ設置業務」

3. 契約期間

契約締結の日から平成27年3月20日

4. 企画提案内容(業務仕様書参照)

- (1) ディ스플레이購入及び設置一式
- (2) 付帯設備一式
- (3) 映像配信システム一式
- (4) その他

5. 予算額

備品購入費10,260千円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものである。

6. 企画応募

企画の選定に当たり、下記のとおり「選定委員会」による面接ヒアリングを実施します。ヒアリング日時・場所等については別途通知いたします。

(1) 企画提案参加申込書の提出

ア 提出書類

- ・ 企画提案参加申込書(別紙様式1)
- ・ 会社概要等(別紙様式2)

イ 提出期限：平成26年12月17日(水)午後5時

(2) 質問事項及び回答

ア 受付方法

別紙様式3を名護市産業部商工観光課商工係りまでFAXまたは電子メールにて受付。

※電話にて着信の確認を行うこと。

電話 : 0980-53-1212 (内線221)

FAX : 0980-53-7455

メールアドレス : shoukan@city.nago.okinawa.jp

イ受付期限

・企画提案参加申込書の提出後から平成26年12月18日(木)午後5時

ウ回答

・平成26年12月19日(金)までに、質問事項についての回答を参加申込者全てに対し、
FAX または電子メールにて行う。

(3) 企画提案書等の提出

ア提出書類

- ・企画提案書(別紙様式4)
- ・積算見積書(別紙様式5)

イ提出部数 5部

ウ提出先 : 名護市産業部商工観光課 商工係

エ提出期限

平成26年12月24日(水)午前12時まで

※郵送による提出は不可。

(4) 面接ヒアリング

ア. 面接ヒアリングについては、質疑も含めて20分程度を予定しておりますので、簡潔に概要説明ができるよう準備をしておいてください。

イ. 面接ヒアリング終了後に「選定委員会」において審査します。

ウ. 面接ヒアリング予定日

平成26年12月25日(木) ※詳細時間は後日お伝えいたします。

7. 業者の選定方法

業者選定委員会の設置及び運営に関する要領に基づき、企画提案書の内容や経費見積書等について選定委員会で審査し、最も優れた提案者1者を決定する。手続き終了後、決定を通知する。なお、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

8. 参加資格

(1) 業務仕様書に記載した内容を遵守できるもの。

(2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されているもの。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4条1項の規定を準用し、一般競争入札参加者資格を欠くものでないこと。

(注) 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該

入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

9. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却致しません。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採用された企画書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5) 検討すべき事情が発生した場合は、名護市産業部商工観光課と受託業者とで別途協議する。

10. 問い合わせ先

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号
名護市 産業部 商工観光課 商工係(本庁2階)
電話：0980-53-1212(内線番号221)
FAX：0980-53-7455